

広島工業大学教学 IR センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、広島工業大学学則第62条第2項の規定に基づき、広島工業大学教学 IR センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、広島工業大学（以下「本学」という。）の教学に関する情報の収集、管理及び分析等を行うことにより、本学の戦略的運営の意思決定、推進及び改善を支援することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の戦略的運営の意思決定、推進及び改善における教学データの分析に関すること
- (2) 教学 IR に関する情報の収集及び管理に関すること
- (3) 本学の教育活動の点検及び評価等に資する情報の提供に関すること
- (4) その他センターの目的達成に必要と認められること

(構 成)

第4条 センターは、次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 技術職員
- (3) その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(任 期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第4条第1項第3号に定める者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報 告)

第7条 センター長は、年度末にセンターの活動成果を学長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。